

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第130号（7.5.23） 王子公園が憩いと潤いの場となり、子供や市民の命と生活を守ることを求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 大学誘致した場合のデメリットを直視し、王子公園が子どもや市民にとって安心・安全な場となり、憩いと潤いの場、居場所が保障されるようにすること。 2. 王子公園を都市公園の用に供しておくよりも、大学に売却する方が「特別に必要な公益性がある」と語られる「地域の課題解決」について、納得できる根拠を示すこと。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市灘区 堀 口 清 志</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>建設防災委員会</p>

神戸市議会議長様

2025年5月23日

陳情者

住所 神戸市灘区

名前 堀口 清志

王子公園が憩いと潤いの場となり、子どもや市民の命と生活を守ることを求める陳情

【陳情趣旨】

2022年9月議会で久元市長は「大学誘致は、メリットこそあれデメリットは見出し難い」と断言。さらに同年11月議会では「大学誘致により消費活動の拡大に伴う経済波及効果などが期待できる」と答弁しました。若年人口の流入による経済波及効果が最大の狙いで投資の対象とすることは、「大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造すること」とする改正教育基本法第7条の精神に反していませんか。

また、同じ11月議会で今西副市長は「都市公園法の中では大学は設置できない」と明言。その上で、代替の都市公園設置を検討することもなく、都市公園法できわめて例外的、限定的にし認められない「公益上特別な必要がある場合」をこの時初めて大学誘致の理由としました。そしてその中身として「地域の課題解決・活性化、地域全体の価値向上など」を挙げたのです。

しかし一方、24年1月の公園緑地審議会では、有識者の審議委員から大学が来ることについて次のような疑問を呈されました。「4,000人の学生、教職員の中にはそれなりの割合で自転車あるいは家用車で通学する学生がいます。特に自転車と歩行者に関しましては、ここは動物園もありますので、小さな子どもなども非常によく通る。そこに大学生が自転車で数多く通行するということになると、急に危険な状況になるのではないかと」。

また、大学公認の「関西学院大学新聞」（24年7月 新聞総部発行）には、学生の立場から王子キャンパス開設への強い懸念の声が掲載されています。「関学生の通学態度に周辺住民からの苦情が相次いでいる。道に広がって歩き、対向車が来ても避けようとしない。ぶつかっても謝らない。逃げる。自転車・原付バイクによる無謀運転、道路交通法違反。…苦情に身に覚えがある学生が多いのではないかと。関学大は23年に王子公園への大学誘致に応募した。しかし、7月には市民グループが応募取り下げを求め、関学大に署名を提出。大学移転に反対する理由は、市民プールなど既存の施設の閉鎖、学生のマナー違反による生活環境の悪化など。キャンパス近くの住民に多大な迷惑が掛かっている以上、王子公園周辺の住民が移設に反対するのも当然だ」。

市は大学誘致が「公益上特別な必要がある」根拠のひとつに、地域の課題解決をあげ、デメリットはないとしています。しかし、これらの指摘のように子どもや市民の憩いと潤いの場を危険な場にしてしまうのではないかと、「地域の課題解決」どころか「地域に新たな問題を生む」ことになるのではないかと、多くの市民が危惧しています。 よって以下の通り陳情します。

【陳情項目】

1. 大学誘致した場合のデメリットを直視し、王子公園が子どもや市民にとって安心・安全な場となり、憩いと潤いの場、居場所が保障されるようにしてください。
2. 王子公園を都市公園の用に供しておくよりも、大学に売却する方が「特別に必要な公益性がある」と語られる「地域の課題解決」について、納得できる根拠を示してください。